

特集

不燃物の分別にご協力を …②～③

個人住民税が変わります！……④～⑤
中井町長選挙 ほか ……………⑥
町民文化祭……………⑦
まちのわだいアラカルト……⑧～⑨
みんなのひろば……………⑩～⑪
カメラリポート ほか ……………⑫



ボク、カッコいいでしょ！！

11月8日（水）、井ノ口小学校で行われた交通安全教室。教室には神奈川県警察の白バイが2台登場し、子どもたちは初めて間近で見る白バイに「カッコいい～」「スピードは何キロ出るの？」「乗ってみたい！」と大騒ぎでした。

不燃物の分別にご協力を

町では、毎月1回『不燃物』の分別収集を行っています。最近、不燃物の収集日に、誤って不燃物として分別され捨てられている『燃えるごみ』や『粗大ごみ』が多くなっています。そこで今月号では、不燃物の正しい分別方法や出し方の注意点を紹介します。



ざる(燃えるごみ) 自転車(粗大ごみ)
 衣装ケース(粗大ごみ) 洗面器(燃えるごみ)
 一辺50cm以上の物(粗大ごみ)

不燃物の収集日のごみ置き場の様子です。捨てる不燃物と一緒に、『燃えるごみ』や『粗大ごみ』が混ざっていないか、ごみ置き場に出す前に再確認しましょう。

不燃物の収集日に出せない物

- 一辺50cm以上の物
自転車などの粗大ごみ
- 他に該当する収集日がある物
ビン・飲料用の缶など
- 町で処理できない物
ボンベ類(農薬・ガソリン・消火器)など

不燃物の収集日に出せる物

- フライパン・なべ・やかん・傘・塗料の缶など
- 金属製の玩具やお菓子の箱
- 小型家電製品・ガラス製品・陶器類
- 電球・蛍光灯・乾電池
- ※一辺50cm以下の物に限ります。

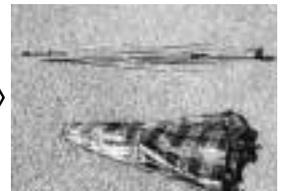
ただし・・・

- ペンキや油など中身が入っている物は回収できません。



容器の内側を布や紙などで拭き取り、布や紙は『燃えるごみ』の日に出す。

- 傘は布と金属部分と分けてください。



布の部分は『燃えるごみ』の日に出す。

☆不燃物を出す際に注意しましょう

Point 1

不燃物の収集・分別は、手作業で行なっています。安全に作業ができるように割れたガラス・包丁など鋭利な物は、中身が見える半透明の袋に入れてください。



収集作業の様子（町内）



分別作業の様子（中井美化センター）

Point 2

プラスチック製品（その他プラスチック製容器包装に分別される物を除く。）は、『燃えるごみ』です。ただし、一辺が50cm以上の物は、『粗大ごみ』になります。

燃えるごみ



植木鉢

粗大ごみ



プランター

粗大ごみ



衣装ケース

その他にも、風呂のふた、ポリ容器（バケツ・タンク）などが『粗大ごみ』になります。

Q. 粗大ごみはどうやって処分すればいいの？

①戸別収集

- ◇収集日は毎月第4金曜日です。〔有料：1個につき1,050円〕
- ◇ご希望の方は、役場防災環境課（☎81-1115）までご連絡ください。
- ※申込み期限は毎月第3金曜日（祝祭日の場合はその前日）です。

②直接搬入

- ◇受入れ時間は、祝祭日を除く平日（9時～11時、13時～16時）と第1・3土曜日（9時～11時）です。
- ◇10kgまで105円、10kgを超える場合は10kg毎に105円
- ◇搬入日の前日までに、足柄東部清掃組合（☎83-1554）への電話予約が必要です。

主な粗大ごみ

- ストーブ、ステレオ、ミシン、電子レンジ、扇風機、電気こたつ、机、食器棚、本棚、鏡台、テーブル、イス、乳母車、自転車、ジュータン、ソファ、布団、タンス、スキー板、その他一辺が50cm以上の物 など

ごみは午前8時までに出してください。

問合せ

- 防災環境課環境班 ☎(81)1115
- 足柄東部清掃組合 ☎(81)1554

ご家庭に配布されている『家庭ごみの正しい出し方』『ごみの出し方ガイド』を参考に、正しい分別を心がけましょう。





平成19年から税源移譲によって 個人住民税が変わります！

税源移譲

問合せ | 税務課 町税班 ☎(81)1113

市町村では、住民税や固定資産税などの地方税と、国が国税として集めた財源の一部である国庫補助金などを主な財源として、住民の方々へ行政サービスを提供しています。

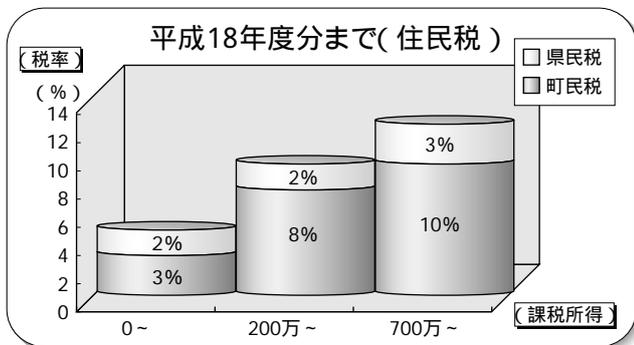
しかし、市町村が自主性を発揮し、住民にとってより身近な行政サービスを行うことを目的とした三位一体改革により、使い途が制約されている国庫補助金を廃止・縮小し、これを市町村へ移譲することで、より効率的な行政サービスを行えるように地方税法が改正されました。この改正に伴い、次のような変更がありますのでお知らせします。

個人住民税所得割の税率が一律10%に

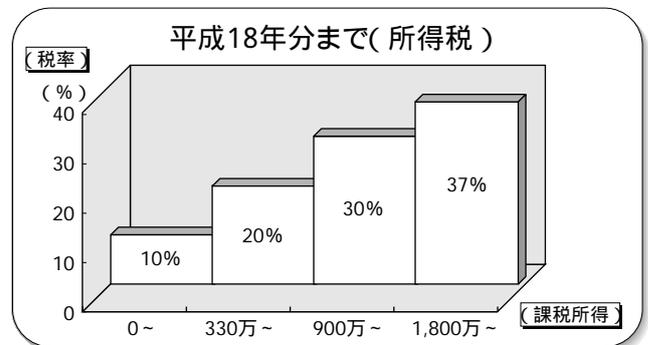
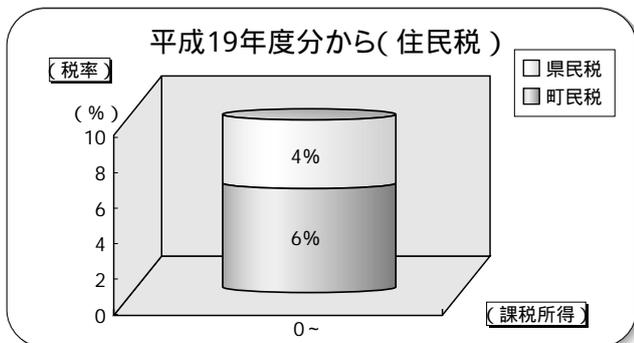
これまでは、個人の住民税所得割の税率は、所得に応じて3段階（5%、10%、13%）に分けられていましたが、平成19年度から所得の多い少ないに関わらず、一律で10%に変更となります。

所得税の税率構造の見直し

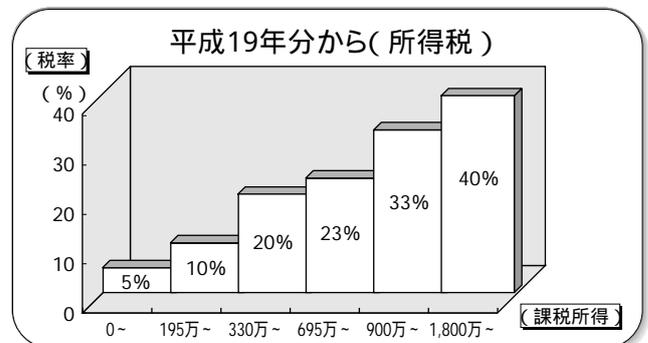
従来所得税の税率は4段階（10%、20%、30%、37%）となっていますが、これを平成19年分より6段階（5%、10%、20%、23%、33%、40%）に細分化し、また、個人住民税と所得税との人的控除額（扶養控除・配偶者控除・基礎控除等）の差を、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、個人住民税から減額するなどの調整措置をとるなどして、税源移譲による納税者への税負担（個人住民税+所得税）は増えないように調整されています。



一律10%に



6段階に細分化



実施時期

個人住民税の増加は19年6月から実施されます。所得税の減少は、給料などから徴収されている方は19年1月から、事業主など個人で納めている方は20年3月の確定申告から、それぞれ実施されます。

その他の改正

【定率減税の廃止】

定率減税とは、税額から一定の額を控除する措置です。厳しい経済状況に対応する緊急避難的な特例措置として導入されたものですが、経済状況の改善が認められるため、平成17、18年度の税制改正により、廃止されることになりました。

住民税	平成17年度分	平成18年度分	平成19年度分
	所得割額の15%控除（上限4万円）	所得割額の7.5%控除（上限2万円）	廃止
所得税	平成17年分	平成18年分	平成19年分
	所得税額の20%相当額（上限25万円）	所得税額の10%相当額（上限12万5千円）	廃止

（例）住民税の所得割額が10万円の場合、17年度分は所得割から控除される金額は15,000円（10万円×15%）でしたが、18年度分は7,500円（10万円×7.5%）となり、19年度分からは廃止となります。よって税源移譲とは別に定率減税が廃止されることに伴い、税負担は増加となります。

【65歳以上の方の非課税措置の廃止】

平成18年度から65歳以上の方で前年の合計所得が125万円以下の方に対する住民税非課税措置が廃止されました。（ただし、昭和15年1月2日以前生まれの方で、前年の合計所得が125万円以下の方については次のとおり経過措置がとられています。なお、障害者・寡婦又は寡夫の方で合計所得が125万円以下の方は従来どおり非課税となります。）

平成18年度分	平成19年度分	平成20年度
税額の3分の2を軽減	税額の3分の1を軽減	軽減なし

【かながわの水源環境保全・再生のための個人県民税超過課税】

神奈川県では、県民の皆様の暮らしを支える良質な水を将来にわたって確保するために、平成19年度から平成23年度までの5年間にわたり、個人県民税の均等割・所得割に対して超過課税を実施します。

区分	標準税率（ア）	新たなご負担（イ）	合計（ア＋イ）
均等割	1,000円	300円	1,300円
所得割	4%	0.025%	4.025%

所得税・住民税額の計算例

平成18年(度)分

【夫婦＋子供2人の場合（子供1人は特定扶養親族）】

給与収入	所得税	住民税	合計
300万円	0円	12,300円	12,300円
500万円	107,100円	74,300円	181,400円
700万円	236,700円	185,300円	422,000円
1,000万円	619,200円	426,000円	1,045,200円

平成19年(度)分

所得税	住民税	合計
0円	13,300円	13,300円
59,500円	140,100円	199,600円
165,500円	298,500円	464,000円
590,500円	545,100円	1,135,600円

【65歳以上の年金受給者の場合（夫婦）】

年金収入	所得税	住民税	合計
200万円	0円	0円	0円
250万円	37,300円	27,700円	65,000円

所得税	住民税	合計
0円	0円	0円
20,700円	50,900円	71,600円

※上記は、①税源移譲 ②定率減税の廃止 ③個人県民税超過課税 ④老年者非課税の廃止等に伴い算出される税額を一定のモデルで試算したものです。（平成19年（度）分の合計額が増えているのは②～④の影響によるものであり、①の税源移譲による負担増はありません。）

中井町長選挙

尾上信一氏が 無投票で再選



2期目の初日となる11月14日(火)
初登庁し、あいさつをする尾上町長

任期満了に伴う中井町長選挙は、10月24日(火)に告示され、同29日(日)に投票が行われる予定でしたが、告示日の24日に立候補を届け出たのは、現職の尾上信一氏ひとりだけでした。これにより、尾上氏の無投票当選が決定し、29日に町選挙管理委員会より尾上氏に当選証書が附与されました。

なお、尾上町長2期目の任期は、11月14日から4年間となります。

自治会活動を支援します



宝くじは
豊かさ築く
チカラ持ち。

宝くじは、広く社会に役立てられています。

(財)自治総合センターでは、宝くじ普及広報事業として受ける収入で、自治会活動に広く助成をしています。今年度は松本上自治会でこの助成を受け、庁内一斉清掃などの美化運動に必要な草刈機やブローア、納涼祭などの自治会親睦行事のために発電機やバーベキューセットなどの備品の整備、また、備品などを収納する倉庫を自治会内に3箇所設置しました。

今後も、コミュニティ活動をより活発化する取り組みを予定しています。

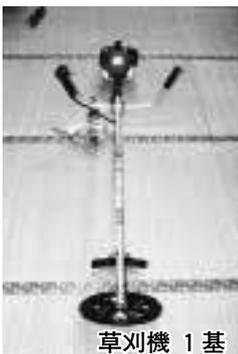


倉庫 3基

松本上自治会

自治会長 加藤 信義
世帯数 59世帯

※助成金で備品36点を整備しました。



草刈機 1基



バーベキューセット 3組



発電機 3基